

平成27年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成27年9月24日（木曜日）

議事日程第5号

平成27年9月24日（木曜日）午前10時開議

第1. 議案の訂正について

第2. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第153号

1件

第3. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第4. 委員長審査報告

第5. 報告第12号 平成27年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第6. 報告第13号 平成27年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告

第7. 認定第1号 平成26年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について

第8. 認定第2号 平成26年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第9. 認定第3号 平成26年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第10. 認定第4号 平成26年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第11. 認定第5号 平成26年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第12. 認定第6号 平成26年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について

第13. 認定第7号 平成26年度由利本荘市地域情報化事業特別会計歳入歳出決算認定について

第14. 認定第8号 平成26年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

第15. 認定第9号 平成26年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

第16. 認定第10号 平成26年度由利本荘市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第17. 認定第11号 平成26年度由利本荘市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第18. 認定第12号 平成26年度由利本荘市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第19. 認定第13号 平成26年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について

- 第20. 認定第 14号 平成26年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21. 認定第 15号 平成26年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22. 認定第 16号 平成26年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23. 認定第 17号 平成26年度由利本荘市水道事業会計決算認定について
- 第24. 認定第 18号 平成26年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について
- 第25. 議案第129号 ユーラスエナジー地域貢献基金条例の制定について
- 第26. 議案第130号 由利本荘市個人情報保護及び電子計算組織利用に関する条例の全部を改正する条例案
- 第27. 議案第131号 由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第132号 由利本荘市乳幼児健康支援一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案
- 第29. 議案第133号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第30. 議案第134号 本荘都市計画事業本荘中央地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案
- 第31. 議案第136号 財産の無償譲渡について
- 第32. 議案第137号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第33. 議案第138号 由利本荘市道路線の認定について
- 第34. 議案第139号 行政不服審査会の事務の委託に関する協議について
- 第35. 議案第140号 平成27年度由利本荘市一般会計補正予算（第6号）
- 第36. 議案第141号 平成27年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第37. 議案第142号 平成27年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第2号）
- 第38. 議案第143号 平成27年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第2号）
- 第39. 議案第144号 平成27年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 第40. 議案第145号 平成27年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第41. 議案第146号 平成27年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第42. 議案第147号 平成27年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第43. 議案第148号 平成27年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第44. 議案第149号 由利総合支所建設工事（建築主体）請負契約の締結について

- 第45. 議案第150号 27災第1号二級市道吉沢東由利原線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 第46. 議案第151号 物品(小型バス)購入契約の締結について
- 第47. 議案第152号 平成27年度由利本荘市一般会計補正予算(第7号)
- 第48. 議案第153号 平成27年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第3号)
- 第49. 請願第2号 T P P交渉に係る国会決議の実現に関する意見書の提出についての請願
- 第50. 陳情第8号 2016年度地方財政の確立に関する意見書提出についての陳情
- 第51. 陳情第9号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についての陳情
- 第52. 陳情第10号 マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情
- 第53. 陳情第11号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書提出についての陳情
- 第54. 陳情第12号 憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情
- 第55. 継続審査中の請願第1号 烏海ダム事業に関して、改正環境影響評価法に則った戦略的環境アセスメント(S E A)の実施を求める意見書提出についての請願
- 第56. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第3号 1件
- 第57. 議員発案第3号 由利本荘市議会会議規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

第1から第57までは議事日程第5号のとおり

第58. 会議録署名議員の追加指名

第59. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第2号及び委員会発案第3号 2件

第60. 委員会発案第2号 T P P交渉に係る国会決議の実現に関する意見書の提出について

第61. 委員会発案第3号 地方財政の確立に関する意見書の提出について

出席議員(25人)

1番 鈴木和夫	2番 三浦秀雄	3番 伊藤岩夫
5番 佐々木隆一	6番 湊貴信	7番 佐藤徹
8番 吉田朋子	9番 三浦晃	10番 高野吉孝
11番 渡部専一	12番 大関嘉一	13番 高橋和子
14番 伊藤順男	15番 渡部聖一	16番 高橋信雄
17番 井島市太郎	18番 佐藤勇	19番 渡部功

20番	佐藤 讓 司	21番	佐々木 慶 治	22番	長 沼 久 利
23番	佐藤 賢 一	24番	梶 原 良 平	25番	土 田 与七郎
26番	村 上 亨				

欠席議員（1名）

4番 今 野 英 元

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	石 川 裕
副 市 長	小 野 一 彦	監 査 委 員	佐々木 均
教 育 長	佐々田 亨 三	企 業 管 理 者	藤 原 秀 一
総 務 部 長	阿 部 太津夫	企 画 調 整 部 長	原 田 正 雄
市 民 生 活 部 長	村 上 祐 一	健 康 福 祉 部 長	太 田 晃
農 林 水 産 部 長	三 浦 徳 久	商 工 観 光 部 長	真 坂 誠 一
建 設 部 長	佐々木 肇	由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松 永 豊
岩城総合支所長	早 川 修 一	大内総合支所長	戸賀瀬 裕 晃
西目総合支所長	佐々木 政 徳	教 育 次 長	大 滝 朗
消 防 長	畠 山 操		

議会事務局職員出席者

局 長	鈴 木 順 孝	次 長	鎌 田 直 人
次 長	佐々木 紀 孝	書 記	小 松 和 美
書 記	高 橋 清 樹	書 記	佐々木 健 児

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

4番今野英元君より欠席の届け出があります。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。

去る9月4日、市役所正庁において、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に、21番佐々木慶治君、副委員長に、26番村上亨君が選出されております。

この際、お諮りいたします。このたび、市長より議案訂正の申し出及び議案の追加提出、並びに追加議員発案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は日程第5号をもつ

て進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

市長より、議案の訂正理由の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

議員の皆様には、各提出議案について慎重な御審議をいただいておりますが、議案第152号一般会計補正予算（第7号）において、第2表継続費補正の一部を訂正させていただきたく願います。

その内容は、総合防災公園整備事業のうち、センタービジョンや可動席4ブロック320席などの事業費を減額するものであります。

アリーナにおけるセンタービジョンは、すべての観客が一体感、臨場感を味わうために不可欠なものであり、今後、スポーツ立市における位置づけや、アリーナの管理運営計画の考え方とあわせて、その有効性、必要性について御理解を得ながら、改めて提案したいと考えております。

なお、このたびの見直しによる第2表継続費補正では、補正後の継続費の総額を86億1,100万円から82億5,300万円に、平成30年度の年割額を31億9,200万円から28億3,400万円にしようとするものでありますので、議員の皆様には、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、議案の訂正理由の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第152号一般会計補正予算（第7号）の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、これを承認することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第153号を上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第153号情報センター特別会計補正予算（第3号）につきましては、平成26年度決算における消費税の確定申告が9月末となっており、精査の結果、納付消費税額がふえたことから、諸支出金において消費税を追加しようとするものであります。

これらの財源としては、繰越金や負担金を充て、110万6,000円を追加し、補正後の予算総額を5億5,552万2,000円にしようとするものであります。

以上が、本定例会に追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第153号に対する質疑の通告は、休憩中に議会議務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時06分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第153号を議題として、質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託いたします。

この際、訂正議案及び追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休 憩

午後 1時31分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第4、これより、報告第12号及び報告第13号の2件、認定第1号から認定第18号までの18件、議案第129号から議案第134号まで、議案第136号から議案第153号までの24件、請願第2号、陳情第8号から陳情第12号まで、及び継続審査中の請願第1号の7件の計51件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、決算審査特別委員長の報告を求めます。21番佐々木慶治君。

【決算審査特別委員長（佐々木慶治君）登壇】

○決算審査特別委員長（佐々木慶治君） 決算審査特別委員会の審査の結果について御報告申し上げます。

今期定例会において、当特別委員会に審査付託されました平成26年度決算認定に係る案件は、一般会計決算及び特別会計決算15件、事業会計決算2件の計18件であります。

当特別委員会は、各常任委員会及び総合防災公園整備特別委員会をそれぞれの分科会とし、提出された決算書をもとに関係職員の説明を受けるとともに、監査委員の決算審査意見書や決算附表などを参考として、各所管ごとに分担して審査した後、去る9月15

日に開催された決算審査特別委員会において、各分科会主査報告を受け、委員会の採決を行っております。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査過程での概要を御報告申し上げます。

初めに、認定第1号一般会計決算認定についてであります。

全体の収支決算の概要であります。歳入決算額は、前年度比10.2%増の579億4,799万3,000円。これに対し、歳出決算額は、10.4%増の553億784万1,000円であり、これによる歳入歳出差引額は、26億4,015万2,000円であります。

これから、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、21億6,225万9,000円の黒字となっております。

また、基金への積み立てや積立金の取り崩し、地方債繰上償還の差し引きによる実質単年度収支においては、20億3,145万6,000円で、7カ年連続で黒字を維持しております。

歳入の主な概要につきましては、市税や使用料及び繰越金などの自主財源が26.6%、地方交付税や国県支出金及び市債などの依存財源が73.4%の構成比となっており、自主財源の比率が前年度より0.3ポイント減となっております。

自主財源の根幹であります市税は81億7,500万円余りで、前年度より0.6%増となっており、歳入全体に占める割合は14.1%であります。

なお、収入率は現年度分、滞納繰り越し分合わせて92.9%で、前年度より1.3ポイント増となっております。

一方、主要な依存財源である地方交付税は214億7,100万円余りで、前年度より2億6,100万円余りの減で、歳入全体では37.1%を占めております。

また、国庫支出金は、地域の元気臨時交付金が皆減、がんばる地域交付金や地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金及び臨時福祉給付金給付事業費補助金が皆増となったほか、循環型社会形成推進交付金等の普通建設事業費支出金が増となったことなどにより、前年度より4億5,600万円余り増の66億3,500万円余りとなっております。

県支出金は、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業補助金が増となったものの、普通建設事業費が前年度比で減少したため、前年度より1億3,700万円余り減の34億3,100万円余りとなっております。

次に、歳出につきましては、総合発展計画に沿い、各種事業が展開されておりますが、各費目別の事業実績概要につきましては、決算附表等の資料に記載のとおりであり、また、9月15日の主査報告において報告されたとおりであります。

なお、一般会計における年度末において、市債の現在高は700億4,225万5,000円であり、前年度末に比較し、11億9,971万8,000円、率にして1.7%の増となっております。

以上、御報告申し上げます。平成26年度一般会計決算につきましては、適正に予算執行されているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

次に、認定第2号から認定第16号までの15件の各特別会計、並びに認定第17号、認定第18号の2件の事業会計の計17件の決算認定につきましては、いずれも適切な予算執行がなされているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

なお、各分科会での審査過程で、一般会計の住宅使用料及び各特別会計の施設使用料等に係る収納率については、職員各位の滞納者への適切な納付指導などの継続した取り

組みにより改善が認められ、評価するものである。今後もなお一層、滞納額の解消に努めていただきたいとの発言がありましたことを申し添えます。

最後に、適正な予算執行の努力に敬意を表するとともに、今後とも、さらなる市民福祉向上と市勢発展に向けて、なお一層努力されますことを願い、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤勇君。

【総務常任委員長（佐藤勇君）登壇】

○総務常任委員長（佐藤勇君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加された案件を含め、専決処分報告1件、条例関係2件、契約締結1件、補正予算5件、その他2件、陳情3件の計14件であります。

なお、これに継続審査中の請願1件を加えました、15件の審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、専決処分報告の案件であります。

報告第12号一般会計補正予算（専決第1号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款繰越金であります。これは歳出に係る一般財源分を増額したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例関係の案件であります。

議案第129号ユーラスエナジー地域貢献基金条例の制定についてであります。これは、株式会社ユーラスエナジーホールディングスからの寄附金を地域の発展に資する事業に充てるため、ユーラスエナジー地域貢献基金として、新たに条例を制定しようとするものであります。

なお、株式会社ユーラスエナジーホールディングスからの寄附金は、安全・防災、教育・福祉、スポーツ、環境・インフラ、産業・観光及び文化・芸術に係る事業の改修費、備品購入等への充当に限定されているもので、寄附金の総額は4カ年で2,700万円が予定されているものであります。

次に、議案第130号個人情報保護及び電子計算組織利用に関する条例の全部を改正する条例案についてであります。これは、マイナンバー制度の施行に伴い、市が保有する特定個人情報等の取り扱いについて必要な事項を定めるとともに、関係法令等と整合性を図るため、条例の全部を改正しようとするものであります。

以上、報告いたしました条例の制定及び全部改正につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第136号財産の無償譲渡についてであります。これは、川東地区林業研修集会施設に係る、建物及び建物に附帯する設備一式を吉沢集落会に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第139号行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてであります。これは、行政不服審査会の事務を委託することについて秋田県と協議を行うため、議会の議決を得ようとするものであります。本市においては審査対象となる事例がほとん

どなく、また、専門的な有識者も少ないとのことであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算の案件であります。

初めに、議案第140号一般会計補正予算（第6号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款、15款から21款、歳出2款、9款及び地方債の変更であります。

歳入の12款分担金及び負担金では、由利本荘市土地改良区総代選挙費負担金の減額、15款県支出金では、マイナンバー制度に係る経費の増額及び県議会議員選挙費、国勢調査費委託金の減額、16款財産収入では、土地、立木及び物品の売払収入の増額、17款寄附金では、ふるさとさくら基金費寄附金の増額、18款繰入金では、ふるさとさくら基金及び地域雇用創出推進基金からの繰入金の増額、19款繰越金では、歳出に係る一般財源分としての増額、20款諸収入では、保険収入や鳥海山・飛島ジオパーク構想推進協議会からの交付金の追加及び移転補償費や消防団員安全装備品整備等助成金の減額のほか、21款市債では、庁舎等整備事業債、消防庁舎整備事業債及び臨時財政対策債を増額しようとするものであります。

歳出では、2款総務費で、ユーラスエナジー地域貢献基金及びふるさとさくら基金の積立金、セミナーハウス改修費、マイナンバー関連システム改修費、大内総合支所改築の実施設設計費及びふるさと納税返礼品費の措置などであり、9款消防費で、岩城分署及び東由利分署の指令端末及びデジタル無線設備工事費の措置が主なものであります。

地方債では、庁舎等整備事業、消防庁舎建設事業及び臨時財政対策債など、7事業に係る起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第143号情報センター特別会計補正予算（第2号）であります。歳入では、ケーブルテレビ及びインターネットの新規加入件数の増加による使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金及び保険収入や諸手数料などの増額、及び施設等移転補償費の減額。

歳出では、道路改良、農地整備及び公共施設の建てかえに伴う幹線の修繕費や延伸に係る経費、及び新規加入者の増加に伴う告知端末購入費の増額などであり、歳入歳出それぞれ1,019万5,000円増額し、補正後の予算総額を5億5,441万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第144号地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入では、一般会計繰入金の増額、支障移転修繕負担金及び物件移転補償費の措置。

歳出では、鳥海百宅地区における移転修繕費の措置であり、歳入歳出それぞれ362万9,000円増額し、補正後の予算総額を8,670万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第152号一般会計補正予算（第7号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入16款、20款、21款、歳出2款、9款、13款及び地方債の変更であります。

歳入の16款財産収入及び20款諸収入では、芋川河川改修に係る土地売払収入及び移転補償費であり、21款市債では、消防施設整備事業債の減額であります。

歳出では、2款総務費では、移転補償費をその他の財源とする財源更正、9款消防費では、消防格納庫移転工事の外構工事を追加し、13款予備費では、収支を調整するもの

であります。

地方債では、消防施設整備事業に係る起債限度額を1億400万円に変更しようとするものであります。

次に、本日追加提出されました議案第153号情報センター特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、ケーブルテレビ新規加入負担金及び前年度繰越金の増額、歳出では、消費税の確定申告に係る公課費の増額であり、歳入歳出それぞれ110万6,000円増額し、補正後の予算総額を5億5,552万2,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。委員よりこの度の消費税分の増額補正が最終日に追加となったことについては、消費税額の見込み違い及び精査の遅延により発生したものであり、今後の事務処理については遺漏がないようにされたいとの発言がありましたので申し添えます。

次に、契約締結の案件であります。

議案第149号由利総合支所建設工事（建築主体）請負契約の締結についてであります。これは、由利総合支所の建築主体工事について、長田建設・伊藤建友・三浦工務店特定建設工事共同企業体、代表者長田建設株式会社と3億2,670万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、請願・陳情についてであります。

初めに、継続審査中の請願第1号鳥海ダム事業に関して、改正環境影響評価法に則った戦略的環境アセスメント（SEA）の実施を求める意見書提出についての請願であります。この請願につきましては、先の定例会での審査において、法律に従い手続されているもので、不採択とすべきとの意見もありましたが、実際に鳥海ダム工事事務所に赴き、これを確認するなど、さらに調査・研究すべきとの意見から、継続審査すべきものと決したものであります。

所管課からは、工事事務所の説明では、計画段階配慮書の作成は平成25年4月1日以降の計画に義務づけられているものであり、鳥海ダムについては、これ以前に配慮書に相当する書類を作成しており、国土交通大臣と環境大臣が協議し、これを配慮書に相当する手続を行っていたものと見なす措置が講じられたものであるとの説明を受けております。

当常任委員会では、代表が工事事務所に出向き、詳細内容について確認いたしておりますので御報告いたします。

ダム事業において、計画段階環境配慮書とみなされる書類については、国土交通大臣と環境大臣が協議した上で指定しており、この指定結果は、官報（平成25年3月29日、国土交通省告示第324号）に掲載されております。

その内容は、計画段階配慮書としては、河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を含む書類、主務大臣の意見としては、河川法第16条の2、第1項の規定により定められた河川整備計画が指定されております。

また、秋田河川国道事務所のホームページには、河川整備計画並びに河川整備計画策定に関する手続の過程等が公表されております。

子吉川水系河川整備計画の策定に当たり、東北地方整備局は学識経験者らによる子吉川河川整備委員会を5回にわたり実施しており、その都度、資料を公表しているほか、河川整備計画素案の縦覧及び住民説明会を実施し、要望意見などには明快に回答するよう努めております。

以上、経過措置において計画段階環境配慮書とみなされる書類が指定されており、計画段階環境配慮書の手続を省略することが法的に認められていること、鳥海ダムについては、子吉川水系河川整備計画の策定段階において、環境面を含めた代替案との比較検討を行うなど指定された資料が作成され、秋田河川国道事務所のホームページで公表されていることを確認いたしております。

鳥海ダムについては、何ら法的な問題はなく、法にのっとり粛々と進められているものであり、請願にある環境影響評価の手続の流れの改正法遵守の面で、利水対策だけで環境面の検討をしていないということには当たらないとの結論に達し、全会一致で不採択すべきものと決定した次第であります。

なお、本年9月9日に東北地方整備局において、現在手続中である鳥海ダム建設事業環境影響評価方法書について、河川整備計画の検討内容を追記し、改めて公告、縦覧等の手続を行う旨の発表が行われたとのことであり、工事事務所に確認したところ、計画段階環境配慮書に相当する河川整備計画の検討内容を方法書に記載していなかったことから、追記することとしたものといたしましたので申し添えます。

次に、陳情第8号2016年度地方財政の確立に関する意見書提出についての陳情についてであります。地方自治の確立の観点から、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすることなどについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情につきましては、慎重に審査した結果、陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第10号マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書提出についての陳情であります。これは、マイナンバー制度の実施の延期と法改正案の凍結について、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。

これにつきましては、当局にマイナンバー制度の施行スケジュール、住民への周知方法、情報システムの改修状況及び情報セキュリティ対策について説明を受け、個人番号カードの交付について問うなど慎重に審査いたしました。関係する条例改正案を原案のとおり可決すべきものと決定していることもあり、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第12号憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情であります。これは、安全保障関連法案の廃案について、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。

審査の過程で委員からは、「陳情者は安全関連法案を憲法違反の法制と断じているが、憲法第13条では、国民の生命、自由、幸福追求の権利は、国政で最大の尊重を要している。また、国連憲章第51条では、全ての国家は個別的自衛権、集団的自衛権を行使できる権利が与えられている」、「集団的自衛権の行使に関しては自衛措置に限るとしており、自国と密接な関係にある国に対して武力攻撃が行われるときは、自国の平和と安全を害するものとみなして対抗措置をとる権利は当然必要である」、「武力攻撃が

我が国の存立を脅かし、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を根底から覆す明白な危険となることなどを要件としており、やむを得ない自衛の措置としているものであり、憲法の範囲内で解釈するものである」、「尖閣諸島周辺では、中国公船による領海侵入が繰り返され、また、北朝鮮は、日本の大半が射程範囲に入る弾道ミサイルを配備している。そのため、平和安全のための法整備は、国民の命と幸せな暮らしを守るために不可欠なものである」、「我が国が実施する後方支援は戦闘中の場所で行うものではなく、危険を回避して安全を確保して実施するものである」、「自衛隊の活動が戦闘行為になることはないので、国民が憎悪の対象になったり、脅威にさらされたりすることはない」、「我が国を取り巻く安全保障環境がますます厳しさを増す中、我が国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るためには断じて必要なものであり、日本の抑止力を確かにするものである」などの意見があり、これにつきましては、全会一致で不採択とすべきものと決定したところであります。

なお、安全保障関連法案につきましては、この陳情が受理されました本年8月18日現在では参議院で審議中でありましたが、去る9月19日未明に参議院本会議において可決・成立したところであります。

このことにより、本日の委員会のまとめにおきまして、この陳情の願意である安全保障関連法案の廃案を求めることにつきましては、その効力が失われたものであることと確認しており、改めて、この陳情は不採択すべきものと、決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13番高橋和子さん。

【教育民生常任委員長（高橋和子君）登壇】

○教育民生常任委員長（高橋和子君） 教育民生常任委員会の審査結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告1件、条例関係3件、補正予算5件、陳情2件の計11件であります。

審査の結果については、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

最初に、報告第13号一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告は、特別児童扶養手当の事務処理遅延に伴い、8月11日の定期支給日より支給がおくれるため、21人の有期受給者への生活支援として、無利子の貸付金を8月6日付で専決処分により追加したものであります。

歳入では20款諸収入、歳出では3款民生費に、それぞれ337万1,000円を追加し、総額を471億9,533万4,000円としたものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例関係であります。

議案第131号手数料条例の一部を改正する条例案は、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴い、通知カードの再交付手数料についての規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第132号乳幼児健康支援一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案は、当該事業の国の実施要綱の改正に伴い、対象児童の範囲を拡大するため、

条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第133号都市公園条例の一部を改正する条例案は、有料公園施設について、指定管理者制度による管理についての規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の条例関係の案件については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

初めに、議案第140号一般会計補正予算（第6号）において、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入13款から15款、17款、20款、21款と、歳出2款から4款、10款並びに債務負担行為であります。

歳入では、13款使用料及び手数料は、幼稚園保育料の減額であります。

14款国庫支出金は、臨時福祉給付金給付事業費補助金及び首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業委託金などの追加であります。

15款県支出金は、個人番号カード交付事業費補助金の追加が主なものであります。

17款寄附金は、ユーラスエナジー地域貢献及び鳥海中学校の寄附金の追加であります。

20款諸収入は、地域支援事業受託収入及び幼稚園給食代の追加が主なものであります。

21款市債は、私立保育園整備及び社会教育施設整備事業債の追加が主なものであります。

次に、歳出であります。人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

2款総務費は、戸籍住民基本台帳費における個人番号カード等印字用機器及び地方公共団体情報システム機構交付金の追加であります。

3款民生費は、1項社会福祉費において、臨時福祉給付金給付事業費のほか、地域ミニデイサービス活動支援交付金、デイサービスセンターにおける防災複合受信機修繕料、平成29年に開催される第30回全国健康福祉祭あきた大会開催準備事業費の追加であります。

2項児童福祉費では、平成26年度の国県負担金確定に伴う児童手当給付費の返還金追加のほか、保育所入所措置事業費における嘱託職員賃金の減額、学童保育施設改修費の追加であります。

4款衛生費は、養育医療事業費における国庫負担金超過交付分の返還金、平成26年度分りサイクル施設運営負担金の精算額確定に伴う返還金の追加であります。

10款教育費は、2項小学校費では、大内地域の統合小学校の机椅子購入費及びパソコン等の移設委託料、3項中学校費では、西目中学校大規模改修工事の設計委託料及び各中学校の設備等維持修繕費用の追加であります。

4項幼稚園費では、私立保育園等施設整備費補助金の追加であります。

5項社会教育費では、石沢地区多目的集会施設建築設計等委託料の追加及び西目公民館漏水対策費の減額であります。

6項保健体育費では、岩城総合体育館のバスケットボールシステムカウンター購入費のほか、体育館、スキー場、プール、給食施設などの修繕費用の追加であります。

最後に、債務負担行為では、本荘清掃センター運転管理業務委託について、平成36年度までの期間、限度額8億8,198万9,000円として追加しようとするものであります。

次に、議案第141号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入では交付額確定による前期高齢者交付金の減額及び繰越金の追加、歳出では、後期高齢者支援金及び介護納付金の減額、退職被保険者等療養給付費等交付金返還金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,004万8,000円を追加し、総額を112億8,172万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第142号診療所運営特別会計補正予算（第2号）は、歳入では、診療所整備事業債及び医療施設等施設整備費補助金の追加、歳出では、鳥海診療所運営費におけるスプリンクラー設置工事費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ3,080万円を追加し、総額を4億656万7,000円にしようとするものであります。

また、地方債では、診療所整備事業の起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第145号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入では、鳥寿苑介護予防居宅サービス計画に係る一般会計繰入金及び繰越金の追加、歳出では、悠楽館の電気設備修繕費用の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ114万円を追加し、総額を7億4,420万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第152号一般会計補正予算（第7号）において、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出2款及び10款であります。

2款総務費は、貸し出し用の特殊詐欺対策通話録音装置購入事業費の追加、10款教育費は、社会人野球日本選手権大会出場激励金の追加であります。

以上、御報告申し上げました5件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第9号所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についての陳情は、個人事業主と生計を一にする配偶者や親族が事業から受ける対価を必要経費に算入しないという所得税法第56条の廃止について、関係機関に対し意見書を提出することを求める陳情であります。

審査の過程において、委員より、「男女の平等に反する差別的税制とは言えない、所得税法第57条に基づく青色申告で対応可能であり、第56条の廃止は必要ない」との反対意見や、「青色申告について指導を受けられない家族労働の中小事業者がおり、廃止すべき」との賛成意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第11号外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書提出についての陳情は、国外扶養親族の原則廃止など扶養控除制度の抜本的な見直しについて、関係機関に対して意見書を提出することを求める陳情であります。

審査の過程において委員より、「趣旨は理解するものの、非居住者である親族等に係る扶養控除制度について、平成28年1月から手続が厳格化され、一定の見直しがあった」との意見があり、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。20番佐藤讓司君。

【産業経済常任委員長（佐藤讓司君）登壇】

○産業経済常任委員長（佐藤譲司君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、補正予算1件、契約関係1件、請願1件の計3件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

議案第140号一般会計補正予算（第6号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、13款、15款、16款、20款、21款、歳出では6款、7款であります。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、鳥海地域猿倉地区の農業用排水施設整備の事業移行に伴う基盤整備促進事業分担金の減額であります。

13款使用料及び手数料につきましては、草地の契約解除に伴う矢島畜産センター等使用料の減額であります。

15款県支出金につきましては、基盤整備促進事業費補助金など、農業費補助金の追加及び減額のほか祓川山荘管理委託金の追加が主なものであります。

16款財産収入につきましては、西目漁港内の砂売り払い収入であります。

20款諸収入につきましては、農地中間管理事業業務受託収入の減額及び西目地域の市有林伐採補償費の追加が主なものであります。

21款市債につきましては、土地改良事業の事業移行に伴う基盤整備促進事業債の減額、及び県営戦略作物生産拡大基盤整備促進事業債の追加であります。

続いて、歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、農地保有合理化促進事業等業務委託金の交付金額確定に伴う需用費の追加であります。

3目農業振興費では、受給決定等による未来農業のフロンティア育成研修費補助金の減額、及び事業追加要望に伴う新規就農者経営開始支援事業費補助金の追加が主なものであります。

4目農業施設費では、岩城及び鳥海地域の農産加工施設等で使用している備品修繕や給水管の復旧に係る経費の追加が主なものであります。

5目畜産業費では、北海道安平町で開催される全日本ホルスタイン共進会への出場に係る経費の追加であります。

6目畜産業施設費では、大内有機センターにおける電気設備及び東由利堆肥センターにおけるホイルローダーの修繕に係る経費の追加であります。

7目農地費では、歳入でも触れておりますが、鳥海地域猿倉地区農業用排水施設整備の事業移行に伴う県営土地改良事業費の追加、及び市営土地改良事業費の減額のほか、西目地域の小深田地区大排水路維持工事に係る経費の追加が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、下刈りや枝打ちなどの保育事業量の増加及び搬出間伐事業のかさ上げ補助の追加に伴う民有林造林促進事業費補助金の追加が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、松ヶ崎・西目両漁港の航路確保のためのしゅんせ

つ作業に係る経費の追加が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきまして、5目観光費では、NHK大河ドラマ「真田丸」放映に関連したPRチラシの作成経費、青森県十和田市で開催されるB-1グランプリ出場団体への出場補助金、菜の花の連作障害を防ぐため土壌改良費の一部を補助するための菜の花まつり補助金の追加が主なものであります。

6目観光施設費では、ユースプラトリーのサッシ台等修繕や、ばいんすば新山の大浴場ろ過ポンプ修繕など、市内観光施設の修繕に係る経費及び浜館公園の有害鳥駆除委託料の追加が主なものであります。

以上、御報告申し上げました本補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第151号物品（小型バス）購入契約の締結についてであります。これは観光誘客を拡大するため、観光ツアーバス運行用に配備するための小型バス3台の購入について、指名競争入札の結果、太平興業株式会社由利営業所と2,519万4,240円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願第2号T P P交渉に係る国会決議の実現に関する意見書の提出についての請願であります。

この請願は、国会の決議に則した交渉を妥協することなく進めることや、農林水産分野の重要5品目等の聖域が確保できない場合や、交渉過程において政府方針の実現が困難とみなした場合、交渉脱退を期すことなど、3項目について意見書を国に提出することを求める請願であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番長沼久利君。

【建設常任委員長（長沼久利君）登壇】

○建設常任委員長（長沼久利君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、専決処分報告1件、条例関係1件、契約関係1件、補正予算4件、その他2件の計9件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第12号一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出8款であります。

これは、本荘公園内に設置されているお堀浄化施設のろ過ポンプ修繕に係る経費として、277万6,000円を追加したものであります。緊急を要するものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第134号本荘都市計画事業本荘中央地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案についてであります。これは、本荘中央地区土地区画整理事業の事業完了に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第137号市道路線の廃止について及び議案第138号市道路線の認定について

であります。これらは、本荘地域の国道107号拡幅工事の一部完成に伴い、2路線を廃止し、新たに同路線を認定しようとするもの、開発行為に伴う路線の見直しにより1路線を廃止し、新たに同路線及び薬師堂65号線を認定しようとするもの、また、内越地区圃場整備区域内の路線の見直しにより、4路線を廃止し、新たに同路線を認定しようとするものであります。

次に、議案第140号一般会計補正予算（第6号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出8款及び11款であります。

8款土木費では、職員人件費の追加のほか、1項土木管理費では、土木管理事務費の追加であります。

2項道路橋梁費では、道路維持事業費及び冬季交通等確保事業などの除排雪費の追加が主なものであります。

3項河川費では、芦川の洲ざらいに要する経費など、河川環境整備費の追加であります。

5項都市計画費では、羽後本荘駅東西自由通路基本設計委託料の追加及び下水道事業特別会計への繰出金の減額であります。

6項住宅費では、岩城亀田地区にある衣川会館に係る修繕費の追加が主なものであります。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では、現年災害に係る委託料の減額、また、6月27日と28日の強雨により発生した河川6カ所、道路1カ所の災害、並びに東由利地域市道茂沢倉線の土どめブロック傾倒、及び本荘地域市道福山1号線の軟弱地盤対策に係る復旧費の追加であります。

次に、議案第146号下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入では、下水道事業費補助金、一般会計繰入金、公共下水道事業債及び特定環境保全公共下水道事業債の減額であります。

歳出では、1款総務費において、職員人件費の追加及び処理施設維持管理費の減額が主なものであります。

2款事業費では、本荘地区及び岩城地区の工事請負費の減額並びに由利地区の長寿命化実施設計に係る委託料の追加が主なものであります。

歳入歳出それぞれ8,360万8,000円を減額し、補正後の予算総額を28億1,683万4,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、公共下水道事業債及び特定環境保全公共下水道事業債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第147号集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入では、繰越金の追加であります。

歳出では、1款総務費において、矢島地区及び大内地区における浄化センター機器修繕費の追加が主なものであります。

2款事業費では、職員人件費の追加が主なものであります。

歳入歳出それぞれ600万7,000円を追加し、補正後の予算総額を22億5,227万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第148号簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入では、前年度繰越金の追加及び水道管移設補償費の減額であります。

歳出では、1款総務費において、職員人件費及び岩城地区の内道川配水池及び君ヶ野浄水場の電磁流量計に係る修繕費の追加が主なものであります。

2款施設整備費においては、東由利簡易水道施設整備事業費の組み替えであります。

歳入歳出それぞれ831万3,000円を追加し、補正後の予算総額を15億8,470万5,000円にしようとするものであります。

なお、審査の過程において、委員から、8月3日に東由利地域で確認された水道使用料金の誤賦課事案について、事案確認後、当事者本人への謝罪を初め、委託業者への注意、過去の検針データのチェックなど速やかに対応されてはいるものの、検針員への指導及び職員のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めていただきたいとの発言がありましたことを申し添えます。

最後に、議案第150号27災第1号二級市道吉沢東由利原線道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります。これは、平成26年3月31日から平成27年3月19日までの期間で、吉沢字御立山地内で発生した地滑りによる道路災害について、延長177メートル、幅員4.9メートルから6.2メートルで復旧工事を施工しようとするものであります。

条件付き一般競争入札の結果、奥山・村岡特定建設工事共同企業体代表者奥山ボーリング株式会社と3億4,506万円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、御報告申し上げました8件の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、総合防災公園整備特別委員長の報告を求めます。15番渡部聖一君。

【総合防災公園整備特別委員長（渡部聖一君）登壇】

○総合防災公園整備特別委員長（渡部聖一君） 総合防災公園整備特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、補正予算1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

議案第152号一般会計補正予算（第7号）についてであります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、継続費8款の変更であります。

これは、資材労務単価および実勢価格を反映させた再積算の実施等に伴う継続費の変更であり、8款土木費、5項都市計画費の防災公園整備事業において、平成27年度から平成30年度までの4カ年で設定している年割額のうち、平成28年度を20億4,400万円、平成29年度を24億2,500万円、平成30年度を28億3,400万円とし、継続費の総額を82億5,300万円に変更しようとするものであります。

なお、このたびの議案訂正についてであります。当初の提案において、再積算の実施による事業費の増額及び附帯設備の追加による継続費の変更について説明がりましたが、委員より「附帯設備の必要性があるのか」、「管理運営の形態に関して具体的内

容が示されていない」、「これまで当局が上限としていた事業費に対し、削減努力が見えない」、「事業費の十分なバリューエンジニアリング、すなわちコスト当たりの機能等を最大限にしようとする体系的手法などによる事業費削減がなされていないのでは」、あるいは「これまでの説明のあり方に不信感がある」、「市民感覚とのずれを感じる。理解に努めてほしい」、「市民への丁寧な説明を」などの疑問や厳しい意見がありました。

これらを踏まえての本日の議案訂正となったものでありますが、その内容は、柔道場、剣道場の内装の見直しや、メインアリーナ移動観覧席の一部減による事業費の削減が図られております。

また、追加した附帯設備に関しては、委員会審査における多くの疑義の発言を受けて一旦取り下げ、今後のスポーツ立市に向けた取り組みやスポーツコミッション、さらには運営にかかわるソフト事業などの具体的内容を早急に検討して、その必要性等について理解を得ていきたいとのことであります。

以上、報告いたしました補正予算の当特別委員会への付託分につきましては、慎重なる審査を行った結果、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、市当局におかれましては、当該事業がより市民に理解されるよう十分かつ丁寧な説明に努められるとともに、今後さらに綿密なる財政計画に基づきながら、また、適正な手法等を用いながら、事業費の縮減と地域経済への効果や活性化を見据えた事業展開に努められますよう要望するものであります。

以上で、総合防災公園整備特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び報告・認定・議案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（鈴木和夫君） 日程第5、報告第12号一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

総務、建設両常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第12号は、承認することに決定いたしました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第6、報告第13号一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第13号は、承認することに決定いたしました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第7、認定第1号一般会計決算認定を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって認定第1号は、認定されました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第8、認定第2号国民健康保険特別会計から日程第19、認定第13号スキー場運営特別会計までの12件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって認定第2号から認定第13号までの12件は、認定されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第20、認定第14号小友財産区特別会計から日程第22、認定第16号松ヶ崎財産区特別会計までの3件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって認定第14号から認定第16号までの3件は、認定されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第23、認定第17号水道事業会計及び日程第24、認定第18号ガス事業会計の2件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって認定第17号及び認定第18号の2件は、認定されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第25、議案第129号ユーラスエナジー地域貢献基金条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第129号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第26、議案第130号個人情報保護及び電子計算組織利用に関する条例の全部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 議案第130号に反対の討論を述べます。

この条例は、日本に住む人に一人残らず番号を割り振り、国が情報管理するマイナンバー（社会保障・税番号）制度の本格運用に向け、番号の利用範囲を金融、医療に拡大する改正法を国会で成立させたのに続き、10月5日から番号を国民に知らせる通知カードの郵送を開始します。

それらマイナンバーにかかわる個人情報保護などに関する本市の条例を改正しようとするものであります。

しかしながら、多くの国民は制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げており、地方自治体や企業の対策もおくれています。こんな状態で厳重な保管・管理が必要な番号の通知を始めることは、個人情報を危険にさらすことになるでしょう。

現在は年金や税金、住民票などの個人情報は公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーで各情報を一本に結びつけることが可能になります。

行政側からすれば、国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、国民にとっては、分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが一たび外部に漏れ出せば、悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に大きくなります。

日本年金機構から125万件もの情報流出が発覚し、政府の情報管理への不安が強まる中、当初予定していた基礎年金番号とマイナンバーの連結は、最長1年5カ月延期しました。政府は余りにも拙速すぎます。

以上のことから、反対するものであります。

なお、議案第131号もマイナンバー関連の条例改正案で反対します。

議案第140号一般会計補正予算案は、市民生活に密着した予算には反対するものではありませんが、マイナンバー関連システム改修委託などがあり、反対します。

両議案とも、討論は省略するものであります。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第130号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第27、議案第131号手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第131号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第28、議案第132号乳幼児健康支援一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第29、議案第133号都市公園条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第132号及び議案第133号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第30、議案第134号本荘都市計画事業本荘中央地区土地区画

整理事業施行条例を廃止する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第134号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第31、議案第136号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第136号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第32、議案第137号市道路線の廃止について及び日程第33、議案第138号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第137号及び議案第138号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第34、議案第139号行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第139号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第35、議案第140号一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第140号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第36、議案第141号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第37、議案第142号診療所運営特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第141号及び議案第142号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第38、議案第143号情報センター特別会計補正予算（第2号）及び日程第39、議案第144号地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第143号及び議案第144号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第40、議案第145号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第145号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第41、議案第146号下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第43、議案第148号簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第146号から議案第148号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第44、議案第149号由利総合支所建設工事（建築主体）請負契約の締結についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、14番伊藤順男君の退席を求めます。

【14番（伊藤順男君）退席】

○議長（鈴木和夫君） 総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第149号は、原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど除斥されました議員の除斥を解きます。

【14番（伊藤順男君）復席】

○議長（鈴木和夫君） 日程第45、議案第150号27災第1号二級市道吉沢東由利原線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第150号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第46、議案第151号物品（小型バス）購入契約の締結についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第151号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第47、議案第152号一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

総務、教育民生常任、総合防災公園整備特別の各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第152号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第48、議案第153号情報センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第153号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第49、請願第2号T P P交渉に係る国会決議の実現に関する意見書の提出についての請願を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって請願第2号は、採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第50、陳情第8号2016年度地方財政の確立に関する意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第8号は、採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第51、陳情第9号所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第9号所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についての陳情、採択すべきとの立場で討論いたします。

所得税法第56条は、個人事業者と生計を共にする配偶者や家族が事業から受け取る報酬を事業の必要経費と認めない規定であり、その発想は明治20年に制定された所得税法第1条「同居の家族に居する者は総て戸主の所得に合算するものとする」にさかのぼります。戦前の家父長制度の家制度によっています。

戦後、憲法第24条は、家族における個人の尊厳と両性の本質的平等により、家制度は廃止されました。税制の民主化なども進みましたが、個人事業者には民主的家族制度が十分に定着していないことを理由に、制限措置を残しました。

所得を分割したり報酬をつり上げたりして、不当に税逃れをしようとする要領のよい納税者がおり、その抜け道を封じるためとされました。

その後、所得税法第56条の必要について課税当局は、もともと我が国の中小業者は家族全体の協力で成り立つものが多く、このような給料を認めると、租税回避などに利用されるおそれがあるなどを繰り返し主張しています。

政府は、2010年に中小企業憲章を制定し、中小企業を経済を牽引する力であり、社会の主役と位置づけ、家族経営を地域社会の安定をもたらすと積極的に評価しております。

業者婦人や子供たちの働き分を税法上、必要経費と認めない所得税法第56条は、家族経営に対する差別と偏見に基づくものであり、業者婦人や子供たちの役割を否定し、その地位を低下させています。

最低生活に食い込む税負担が家族経営の繁栄や地域経済の振興を妨げるという点からも、所得税法第56条は廃止されるべきであります。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって陳情第9号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第52、陳情第10号マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第10号マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情、採択すべきとの立場で討論いたします。先ほどの討論と若干重複することを御容赦ください。

マイナンバーの通知が、来月10月に迫る中、住民情報を預かる地方自治体にサイバー攻撃が広がっている実態が判明し、報道されました。情報流出防止に万全な監視をと叫ばれている中で、住民のメールアドレスが漏れるなど、情報保護のむろさが狙われたものであります。

10月から約5,500万世帯に簡易書留で送る通知カードが施設入所中の高齢者など、200万世帯以上に届かない問題も判明しました。

来年1月からさまざまな場面でマイナンバー記載が義務づけられますが、番号の管理という負担がふえる一方で、市民生活上のメリットはほとんど感じられないでしょう。

安倍政権の最大の狙いは、国民の収入、財産の実態を政府がつかみ、税、保険料の徴収強化と社会保障の削減と言われています。

内閣府の最新の世論調査では、マイナンバーの内容を知らない人が半数以上もあり、情報保護に不安を感じる人もふえているのであります。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても国民に何の不利益はありません。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって陳情第10号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第53、陳情第11号外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第11号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第54、陳情第12号憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第12号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第55、継続審査中の請願第1号鳥海ダム事業に関して、改正環境影響評価法に則った戦略的環境アセスメント（SEA）の実施を求める意見書提出についての請願を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第56、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第3号由利本荘市議会会議規則の一部改正についてを上程し、提出者の説明を求めます。14番伊藤順男君。

【14番（伊藤順男君）登壇】

○14番（伊藤順男君） 議員発案第3号は、由利本荘市議会会議規則の一部改正についてでありまして、私から趣旨を申し上げ提案したいと存じます。

本議案は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、議会会議規則の一部を次のように改正しようとするものであります。

改正案は、第2条（欠席の届け出）に、「議員は出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」いわゆる本会議への欠

席についてであります。

また、第91条（欠席の届け出）、これは委員会への欠席についてでありまして、第2条と同じく、日数を定めてあらかじめ委員長に欠席届を提出することができるとするものであります。

こうしたことから、議会会議規則第2条及び第91条にそれぞれ1項を加えようとするものであります。

御賛同いただきますよう提案を申し上げる次第であります。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第3号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第57、議員発案第3号由利本荘市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、原案のとおり可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時21分 休 憩

午後 3時33分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、会議録署名議員の追加指名並びに先ほど採択されました請願及び陳情に係る委員会発案第2号及び委員会発案第3号のあわせて3件を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって会議録署名議員の追加指名、並びにお手元に配付いたしております委員会発案第2号及び委員会発案第3号のあわせて3件を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第58、会議録署名議員の追加指名を行います。

今定例会初日に指名いたしました4番今野英元君が本日欠席しておりますので、会議録署名議員に5番佐々木隆一君を追加指名いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第59、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第2号及び委員会発案第3号の2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号及び委員会発案第3号の2件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第2号及び委員会発案第3号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号及び委員会発案第3号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第60、委員会発案第2号T P P交渉に係る国会決議の実現に関する意見書の提出について及び日程第61、委員会発案第3号地方財政の確立に関する意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号及び委員会発案第3号の2件は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る8月31日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局、監査委員並びに関係各位に対しまして、この席から、深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成27年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時38分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 鈴木和夫

議員 伊藤岩夫

議員 今野英元

議員 佐々木隆一